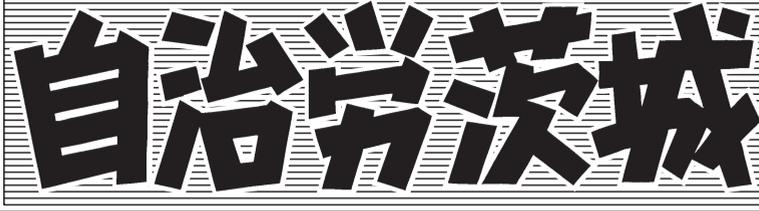


### 組織財政集会

日時 2022年9月14日(水) 17:30~  
 場所 自治労会館(水戸市)  
 内容 財政の見通しについて  
 組織強化・拡大のための推進計画  
 \*同日15:30からは共済単組代表者会議を開催します



水戸市桜川 2-3-30 自治労茨城県本部  
 Eメールアドレス kenhonbu@j-ibaraki.jp  
 編集発行人 = 千歳益彦  
 毎月5の日発行  
 定価 = 1部5円(組合費を含む)  
 印刷所 = コトブキ印刷株式会社

## 取り組み報告

### 茨城県職員労働組合連合

## 定年年齢引き上げにむけた労使協議

定年年齢が2023年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げられ、2031年度に65歳となります。県職連合では、公務員の定年引上げ改正法案成立後の2021年9月以降、断続的に労使協議を行ってきたところ一部の継続課題を除いて制度設計が整備され、2022年9月議会で条例提案予定となりました。

ここでは、県職連合が労使協議により決定した制度概要、継続協議・要求課題内容について報告します。

#### 制度概要

##### ◆定年年齢

- 2023年度から2年に1歳引き上げられ、2031年度に65歳となる
- 保健所、精神保健福祉センターに勤務する医師および歯科医師は70歳とする  
 ※病院などに勤務する医師および歯科医師は現行どおり65歳

##### ◆役職定年

- 役職定年年齢は原則60歳
- 役職定年の対象は、管理職手当支給対象となる職

##### ◆給料・諸手当

- 給料月額(基本給) 7割水準  
 役職定年により後任する者は、降任前給料月額の7割水準
- 60歳超職員の昇任・昇格は、非管理職の範囲において60歳以下と同様(昇任・昇格が可能)
- 諸手当の取り扱い

通勤手当・扶養手当・住居手当等	60歳前職員と同様
初任給調整手当・管理職手当等	60歳前職員の7割(額自体を規定)
地域手当・時間外勤務手当・期末および勤勉手当(期末・勤勉手当の支給月数は60歳前職員と同様)	60歳前職員の7割(給料月額に連動)

##### ◆退職手当

- 60歳以降の退職は「定年退職」の支給率で算定
- 60歳以降に給料月額が減額される場合でも退職手当額が減額しないようピーク時特例を適用。

##### ◆60歳後の任用等

- 業務主管課の意見、本人希望等も考慮し知識・経験を活かせる業務への従事を想定
- 高齢期職員の配置検討にあたっては、身体機能の低下のほか介護等の事情を踏まえた配慮に努める
- 現業業務など肉体的負担が大きい業務は、業務主管課と協議のうえ負担軽減策を検討

##### ◆再任用制度

- ①定年前再任用短時間勤務制度
  - 60歳に達した日以降、定年退職日前に退職し、短時間勤務の選択が可能(任期は定年退職日に当たる日まで)
  - 給料月額および諸手当は現行の再任用職員と同様
  - 常勤職員に戻ることとはできない
- ②暫定再任用制度

- 定年の段階的な引き上げ期間中(2023~2031年)に、定年年齢に達した日の年度末以降、65歳まで働くことができる(1年更新)
- 給料月額および諸手当は現行の再任用職員と同様
- フルタイムを選択した者が翌年度に短時間勤務へ切り替えることが可能

##### ◆人事評価

- 60歳前職員と同様に能力評価および業績評価により評価し、昇給および勤勉手当に反映する

##### ◆情報提供・意思確認

- 60歳の年度の前年度に実施(59歳の年度) 2022年度(2023年度末退職者)は9月議会条例提出を見据えつつ、職員の検討時間が確保できるよう準備が整い次第実施
- 情報提供内容 ①役職定年制度 ②定年前再任用短時間勤務制度 ③60歳以降の給与 ④退職手当 ⑤年金制度の概要

##### ◆職員採用・退職管理

- 一定の新規採用者数を確保できるよう採用の平準化、各職種の年齢バランスを考慮した社会人採用を今後も実施し、年齢構成の是正が図られるよう努める

##### 継続協議中の課題

- 高齢者部分休業制度の導入
- 60歳以降の福利厚生等の対応
- 60歳以降のモチベーションの維持対策

##### 継続要求項目

- 55歳昇給停止の廃止または緩和
- 給料表の号給延長

**check** 県本部は、定年引き上げ2023年4月1日施行にむけ、各単組で交渉・協議の実施など協議モデル申入書などの提案を行ってきました。多くの単組で2022年9月または12月議会での条例改正が行われる見通しとなっていますが、条例改正後も制度運用について積み残し課題などの取り組みが必要となってきます。計画的な定員管理と職員採用、役職定年範囲の見直し、再任用賃金格付け改善、55歳以上昇給停止の廃止など高齢職員でも安心して働き続けられる職場づくりのために運用面でも労働組合がしっかりと関与していかなければなりません。(定年引き上げ制度について詳しくは「自治労茨城1882号」で解説しています)

# 日立市職が全国大会出場

## 関東甲地区野球大会3位



全国大会に出場する日立市職チーム



長崎集会での高校生平和大使スピーチ

2022年関東甲地区野球大会が、8月2日、3日に山梨県富士北麓公園野球場と都留市総合運動公園栗山球場で開催された。茨城県大会優勝の日立市職が、3位となり、準優勝の柏市職、3位日立市職と、全国大会前回優勝の松戸市職は、9月8日から新潟市で開催される全国大会へ出場します。関東甲地区の各チームの健闘を期待します。

日立市職が出場し、熱戦の末、3位となりました。優勝の柏市職、準優勝の太田市職、3位日立市職と、全国大会前回優勝の松戸市職は、9月8日から新潟市で開催される全国大会へ出場します。関東甲地区の各チームの健闘を期待します。

## 被爆77周年原水爆禁止世界大会

# 核も戦争もない社会に

被爆の惨劇から今年で77年が経過しました。原水爆禁止日本国民会議(原水禁)は、「核と人類は共存できない」とを基本理念に、7月に福島大会、8月には広島、長崎大会を開き、世界から多くの参加者と高校生平和大使などの若い世代も一緒に平和を誓い合いました。福島第一原発事故では、4万人近い人々が今なお避難生活を強いられています。戦争となれば原発が攻撃の対象になり戦争の犠牲者は市民となることは明らかです。

戦争被爆国である日本は、核兵器禁止条約への署名・批准、核拡散防止条約再検討会議での核保有国と非核保有国との橋渡し役とならなければなりません。原発再稼働を許さず、再生可能エネルギーへの転換と核も戦争もない社会の実現に向けて声をあげましょう。

## 第53回 はたらくものの音楽祭

2022年9月3日(土) 13:00~18:00  
 9月4日(日) 10:00~12:30  
 ザ・ヒロサワ・シティ会館 小ホール(水戸市)

テーマ 東雲に歌え再興を 今こそ労働運動の前進を  
 ゲスト いなのとひら・のとこば

参加費 無料



# コロナ禍でもできる活動を

## 単組青年部長・女性部長会議

県本部青年部・女性部は、8月9日に第2回単組青年部長・女性部長会議を開催し10単組26人が参加する中、春闘の総括や当面の取り組みについて協議しました。

主催者を代表して小松青年部長・鈴木女性部長からのあいさつのもと、県本部からは生井澤書記長があいさつし、8日に出された人事院勧告の一時金と若年層の月例給引

き上げについてふれ、賃金決定の仕組みを知るなどの重要性や、コロナ禍で活動が制限される中でもできることを探して仲間と交流することの大切さを訴えました。

経過報告では、年休取得キャンペーンの取り組み、春闘期の独自要求書作成、ブロック別に開いた女性学級、7月末に行われた中央大交流集会での全国の仲間たちとの学習・交流などを報告しました。今後は9月に開催する青年女性労働学校、はたらく女性の集いの取り組みなどが執行部から提起されました。

参加した単組のうち国保労組、日立市職、常陸太田市職、常陸大宮市職、阿見町職、那珂市職から活動報告があり、平和の火リレーと自治体要請行動の取り組み、組合員アンケートの実施結果



提案する高野青年部副部長(国保労組)

## 語り走り反戦平和アピール

### 第36回反核平和の火リレー

茨城県平和友好祭実行委員会(那須照幸実行委員長・自治労銚田市職員)は、7月21日から8月4日にかけて第36回反核平和の火リレーを行い、「語りつこう、走り続けよう、ヒロシマ・ナガサキ・オキナワの心を!」をスローガンに県内44全市町村をトーチリレーでつなぐとともに首長・議長へ要請行動を行いました。

コロナ禍により今年3年ぶりに一部の自治体を除きリレーを再開。悲惨な戦争や福島原発事故など過去の事実から学び、二度と繰り返さないよう多くの人へ反戦・平和をアピールしました。

田尻副市長への要請行動を行い3週間わたる活動を終了。平和事業や被爆・戦争体験の継承、核兵器・核実験反対の意志表明などを自治体へ要請しました。自治労の各単組では青年部・女性部が中心に参加し、平和の尊さを再認識する機会となりました。



要請文を手渡す那須実行委員長(左)



走り平和をアピールするつくば市職の参加者



## 気圧の変化による不調への対処法

医師 山本晴義

今年各地で一気に梅雨明けしましたが、7月に入り梅雨が逆戻りしたような状態が続きましたね。「大気の状態が不安定」という言葉もよく耳にしました。大気の状態が不安定とは、強い上昇気流が発生しやすい状態のこと

とを意味しますが、上昇気流は、低気圧などが原因で広範囲で発生します。気温や湿度などの気象要素は私たちの健康に影響を及ぼしますが、気圧の変化も体調を左右する大きな要因になります。天気の影響を受けて、その人が元々持っていた症状が現れたり、悪化したりすることを「天気痛」ともいいます。頭痛、神経痛の悪化、めまい、肩こり、眠気、耳の症状、気分の落ち込みなど多岐にわたります。気圧の変化が特に大きな引き金に

なってしまう。コロナ禍により今年3年ぶりに一部の自治体を除きリレーを再開。悲惨な戦争や福島原発事故など過去の事実から学び、二度と繰り返さないよう多くの人へ反戦・平和をアピールしました。

気圧の変化を感じるのは平衡感覚をつかさどる内耳。天気痛は気圧の変化に内耳のセンサーが過剰反応し、その情報が脳に伝わり自律神経のバランスが乱れるといわれています。内耳が敏感な人は、気圧の変化によるストレスが大きく、不調が起こりやすいのです。体質だからと諦めず、予兆を感じるタイミングを調べておき、適時に抗

めまい薬や酔い止め薬を飲むのも一つの方法です。これらの薬には内耳の状態を整え過剰な反応を抑える作用があります。これぐらいのことと思わずに病院で相談するとよいですね。

天気痛とともに生きていく上では、日頃から自律神経を整えていくことも大切です。そのためにも、朝起きたら太陽の光を浴び、日中はアクティブに過ごし、夜はリラックスマする時間を持つなど、メリハリのある生活を心がけてみましょう。

**こくみん共済 NEWS**  
5121F046

## 団体生命共済

団体定期生命共済

# 高血圧症で加入/増額をあきらめていませんか?

2022年6月以降の更改期より(都道府県・単組によって実施時期が異なります)

**引受条件を緩和し、高血圧症であっても一定の条件を満たせば加入/保障の増額が可能になります。**

不明な点があれば、まずは組合にご連絡ください。

契約にあたってはパンフレットをご覧ください

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地(先)の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

全国労働者共済生活協同組合連合会  
**自治労共済** 推進本部  
全日本自治体労働者共済生活協同組合

## 無料法律相談

労働・生活に関わる悩みごとなどお気軽にご相談ください。随時対応しています。

**相談先** 自治労茨城県本部  
顧問弁護士 丹下昌子

**連絡先** 電話 029-224-5150  
FAX 029-226-2191  
水戸市南町3丁目4番57号  
水戸セントラルビル3階  
丹下・小沼法律事務所

**相談方法**  
丹下・小沼法律事務所に直接電話し、相談日の予約を行ってください。相談は個別事案ごとに初回の法律相談を無料とし、2回目以降は所定報酬および経費を依頼者(相談者)が支払うこととなります。